



島根県報

令和7年12月16日（火）
第678号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

保安林予定森林（4件）	(森林整備課) 2
指定施業要件の変更予定保安林	(〃) 4
港湾施設の概要の一部改正（2件）	(港湾空港課) 4

【特定調達公告】

警察本部庁舎ほかLED照明器具調達に係る一般競争入札の落札者等	(警察本部) 8
---------------------------------	----------

告示

島根県告示第644号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第645号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町村之郷1245-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第646号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町上野1081-1、1085-1、1085-7

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第647号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町下田所984、987-1、987-3、1539-1、1539-2、1539-5から1539-10まで、1539-12、1539-14から1539-17まで、1539-20、1540、1540-1、1540-2、1540-5から1540-11まで、1540-14から1540-17まで、1540-19、1540-21、1540-23から1540-27まで、1541

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第648号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井2636-1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上阿井2636-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第649号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、島根県土木部港湾空港課及び松江県土整備事務所において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸 山 達 也

5 松江港の表を次のように改める。

5 松江港（地方港湾）

区分	種類	名称	位置 〔図面対象 番号〕	数量	能力
水域施設	航路	大橋川航路	A-1-1	9,325m	-4.0m
		中海航路	A-1-2	1,553m	-5.0m
	回頭泊地	朝日町泊地	A-2-1	4,330m ²	-4.0m
		馬潟泊地	A-2-2	80,712m ²	-5.0m
外郭施設	防波堤	大海崎防波堤	B-1-1	45m	
	護岸	白潟護岸	B-5-1	1,178m	
		袖師護岸	B-5-2	570m	
		末次護岸	B-5-3	1,479m	
		和多見護岸	B-5-4	254m	

		東本町護岸	B-5-5	489m	
		朝日町護岸	B-5-6	1,138m	
		津田護岸	B-5-7	1,820m	
		向島・剣先護岸	B-5-8	3,343m	
		大海崎護岸	B-5-9	5,510m	
		馬潟護岸	B-5-10	2,910m	
		伊勢宮護岸	B-5-12	140m	
係留施設	岸壁	馬潟岸壁	C-1-1	280m	-5.0m
	物揚場	朝日町物揚場	C-6-1	73m	-4.0m
		東朝日町物揚場	C-6-2	170m	-4.0m
		富士見物揚場	C-6-3	122m	-2.0m
		馬潟物揚場	C-6-4	200m	-2.5m
		伊勢宮物揚場	C-6-5	60m	-2.0m
臨港交通施設	道路	松江臨港道路	D-1-1	11m×400m	
		東朝日町臨港道路	D-1-2	7m×42m	
		馬潟臨港道路	D-1-3	7m×381m	
		馬潟臨港道路	D-1-4	13.5m×910m	
荷さばき施設	上屋	東朝日町県営上屋	F-5-1	537.6m ²	
保管施設	野積場	東朝日町野積場	H-2-1	2,423m ²	
		馬潟野積場	H-2-2	9,150m ²	
	貯木場	馬潟貯木場	H-3-1	24,364m ²	
廃棄物処理施設	廃棄物焼却施設	馬潟焼却施設	K-3-1	1基	1.2t
環境整備施設	緑地	松江港緑地	L-2-1	3,539m ²	
		松江港緑地	L-2-2	1,332m ²	

島根県告示第650号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、島根県土木部港湾空港課及び浜田港湾振興センターにおいて公衆の縦覧に供する。

令和7年12月16日

島根県知事 丸山達也

11 江津港の表を次のように改める。

11 江津港（地方港湾）

区分	種類	名称	位置 〔図面対象 番号〕	数量	能力
水域施設	航路	郷田航路	A-1-1	1,630m×60m ～100m	-4.0m
		渡津航路	A-1-2	320m×92m	-4.0m
	回頭泊地	郷田泊地（-4m）	A-2-1	19,900m ²	-4.0m

		渡津泊地 (-2.5m) 1	A-2-2	14,450m ²	-2.5m
		渡津泊地 (-4.0m)	A-2-3	50,830m ²	-4.0m
		渡津泊地 (-2.5m) 2	A-2-4	1,485m ²	-2.5m
外郭施設	防波堤	防波堤 (東1)	B-1-1	100m	
		防波堤 (西1)	B-1-2	280m	
		防波堤 (西2)	B-1-3	289.5m	
		防波堤 (西3)	B-1-4	100m	
		防波堤 (北)	B-1-5	100m	
		防波堤 (西4)	B-1-6	150m	
		防波堤 (東2)	B-1-7	80m	
	導流堤	左岸導流堤	B-4-1	830m	
	護岸	保全護岸1	B-5-1	2,636.4m	
		防波護岸	B-5-2	375m	
		保全護岸2	B-5-3	155m	
		傾斜護岸1	B-5-4	746.47m	
		傾斜護岸2	B-5-5	604.6m	
		-2.5m護岸	B-5-6	58m	
	突堤	突堤	B-7-1	70m	
	離岸堤	離岸堤1	B-11-1	150m	
		離岸堤5	B-11-2	200m	
		離岸堤6	B-11-3	200m	
		離岸堤7	B-11-4	200m	
		離岸堤8	B-11-5	200m	
		離岸堤9	B-11-6	200m	
		離岸堤10	B-11-7	200m	
		離岸堤11	B-11-8	300m	
		離岸堤2	B-11-9	150m	
		離岸堤3	B-11-10	180m	
		離岸堤4	B-11-11	200m	
		離岸堤12	B-11-12	120m	
		潜堤1	B-11-13	100m	
		潜堤2	B-11-14	100m	
		潜堤3	B-11-15	100m	
		潜堤4	B-11-16	100m	
		潜堤5	B-11-17	100m	
		潜堤6	B-11-18	100m	
係留施設	物揚場	郷田4号物揚場 (-4m)	C-6-4	196m	-4.0m
		郷田2号物揚場 (-4m)	C-6-5	83m	-4.0m

		郷田1号物揚場（-4m）	C-6-6	290m	-4.0m
		郷田3号物揚場（-4m）	C-6-7	141m	-4.0m
		渡津1号物揚場（-2.5m）	C-6-8	200m	-2.5m
		郷田6号物揚場（-4m）	C-6-9	89m	-4.0m
		郷田7号物揚場（-2.5m）	C-6-10	67m	-2.5m
		郷田5号物揚場（-4m）	C-6-11	149.68m	-4.0m
		渡津2号物揚場（-4m）	C-6-12	110m	-4.0m
		船揚場	渡津船揚場	C-7-2	40m
			郷田船揚場	C-7-3	30m
臨港交通施設	道路	郷田1号臨港道路	D-1-1	7m×624m	
		郷田2号臨港道路	D-1-2	7m×62m	
		郷田3号臨港道路	D-1-3	7m×26.2m	
		渡津1号臨港道路	D-1-4	7m×520m	
		渡津2号臨港道路	D-1-5	6m×953m	
		渡津3号臨港道路	D-1-6	7m×520m	
	橋りょう	江津港陸橋	D-5-1	6m×28m	
		新塩田橋	D-5-2	6m×7m	
		無名橋	D-5-3	7m×4m	
航行補助施設	航路標識	江津灯台	E-1-1	1基	
		標識灯（簡易灯台）	E-1-2	1基	
		防波堤（西4）標識灯	E-1-3	1基	
		防波堤（北）標識灯	E-1-4	1基	
		渡津泊地（-6.5m）灯浮標	E-1-5	1基	
		渡津航路灯浮標	E-1-6	1基	
保管施設	野積場	郷田1号野積場（未舗装）	H-2-1	1,716m ²	
		郷田2号野積場（未舗装）	H-2-2	5,911m ²	
		郷田3号野積場（未舗装）	H-2-3	4,793m ²	
		渡津1号野積場（舗装）	H-2-5	1,400m ²	
		渡津2号野積場（舗装）	H-2-6	2,400m ²	
港湾環境整備施設	緑地	緑地帯	L-2-1	6,480m ²	

港湾管理施設	事務所	浜田県土整備事務所水防 倉庫	N-1-1	165.5m ²	
		江津港管理所	N-1-4	22m ²	

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年12月16日

島根県警察本部長 中村振一郎

1 件名及び数量

警察本部庁舎ほかLED照明器具調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和7年9月29日

4 落札者の氏名及び住所

ごうぎんリース株式会社 代表取締役 布野 裕二 島根県松江市白潟本町63番地

5 落札金額

87,291,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年8月19日